

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行について

1. 経緯

- (1) 「家畜排せつ物法」については、平成11年7月22日に成立。
- (2) その後、法律について周知を図りながら、政省令案等について検討を進めてきた結果、本法は同年11月1日から施行。本法の施行と併せ各種支援措置を講ずることにより、畜産環境問題の解決に努めているところ。

2. 法律の概要

(1) 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置

○ 管理基準の遵守

- ① 農林水産大臣による家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等を内容とする管理基準の策定

◎ 管理基準

◇施設の構造に関する基準

- ・ ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする
- ・ 尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とする

◇家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ・ 家畜排せつ物は、施設において管理すること
- ・ 送風装置等を設置している場合には、その維持管理を適切に行うこと
- ・ 施設に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと
- ・ 家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法、処理量について記録すること等

- ② 畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理

- ③ 都道府県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施

小規模畜産農家については、管理基準は適用しない。

牛	10頭	未満	・	豚	100頭	未満
鶏	2000羽	未満	・	馬	10頭	未満

- ④ 管理基準の適用については、必要な経過期間（最大で5年間）を設定。

施設の構造に関する基準 : 16年11月1日から適用（5年間の猶予）

家畜排せつ物の発生量等の記録 : 14年11月1日から適用（3年間の猶予）

(2) 家畜排せつ物の利用の促進のための措置

① 基本方針の策定

農林水産大臣による家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針の策定

② 都道府県計画の作成

都道府県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容とした計画の作成

③ 金融上の支援措置

ア 畜産業を営む者の作成する施設整備計画の認定
（都道府県知事）

イ アの認定を受けた者に対する農林漁業金融公庫の融資
（施設の取得等に必要な資金のほか、施設・機械の賃借料の全額一括支払い等に必要な資金を融通）

畜産環境対策の促進

- ・ 家畜排せつ物法に基づく管理基準の適用は平成16年10月末まで猶予
- ・ 適用猶予期限内における家畜排せつ物処理施設の整備を促進

○ 家畜排せつ物処理施設整備への対応状況

【 全畜産農家14.6万戸】	
既対応済み 2.6万戸	未対応 2.4万戸
法施行後対応済み 1.6万戸	

法適用対象外
8万戸

[牛 10頭未満 ・ 豚100頭未満
鶏2000羽未満 ・ 馬 10頭未満]


関連事業の一体的な実施

- 家畜排せつ物処理のための共同利用施設の整備
- 個人対応による家畜排せつ物処理施設の整備
- 新技術によるバイオマス活用施設の整備
- 農業基盤整備、集落の環境保全と併せた施設整備


- 畜産農家向け資料として「畜産環境整備を促進するための事業の紹介」を配付(5万部)
- 都道府県、市町村、J.A.担当者向け資料として「畜産環境整備を促進するための支援の紹介」を配付(1万5千部)

個々の農家に対する個別指導による適正な施設の整備


個人型



共同型



簡易型



○ J.A.組織等による個々の農家に対するコンサルティングの実施等

○ 施設整備等実績と今後の計画

◎「総点検」結果に基づく整備計画(「工程表」の要約)


	12~14年度実績	15年度	16年度	合計
施設整備(戸)	14,300	5,800	7,800	13,600
簡易対応(戸)	1,500	1,800	7,900(注)	9,700

注:簡易対応には将来的な施設整備のための緊急的な対応約3000戸を含む。


簡易対応に係る技術提供、技術指導、地域ぐるみの実証展示

- 畜産農家等向けに「シート等を利用した簡易ふん尿処理施設の事例集」を配付(2万部)

野糞み・糞掘り等不適切な管理



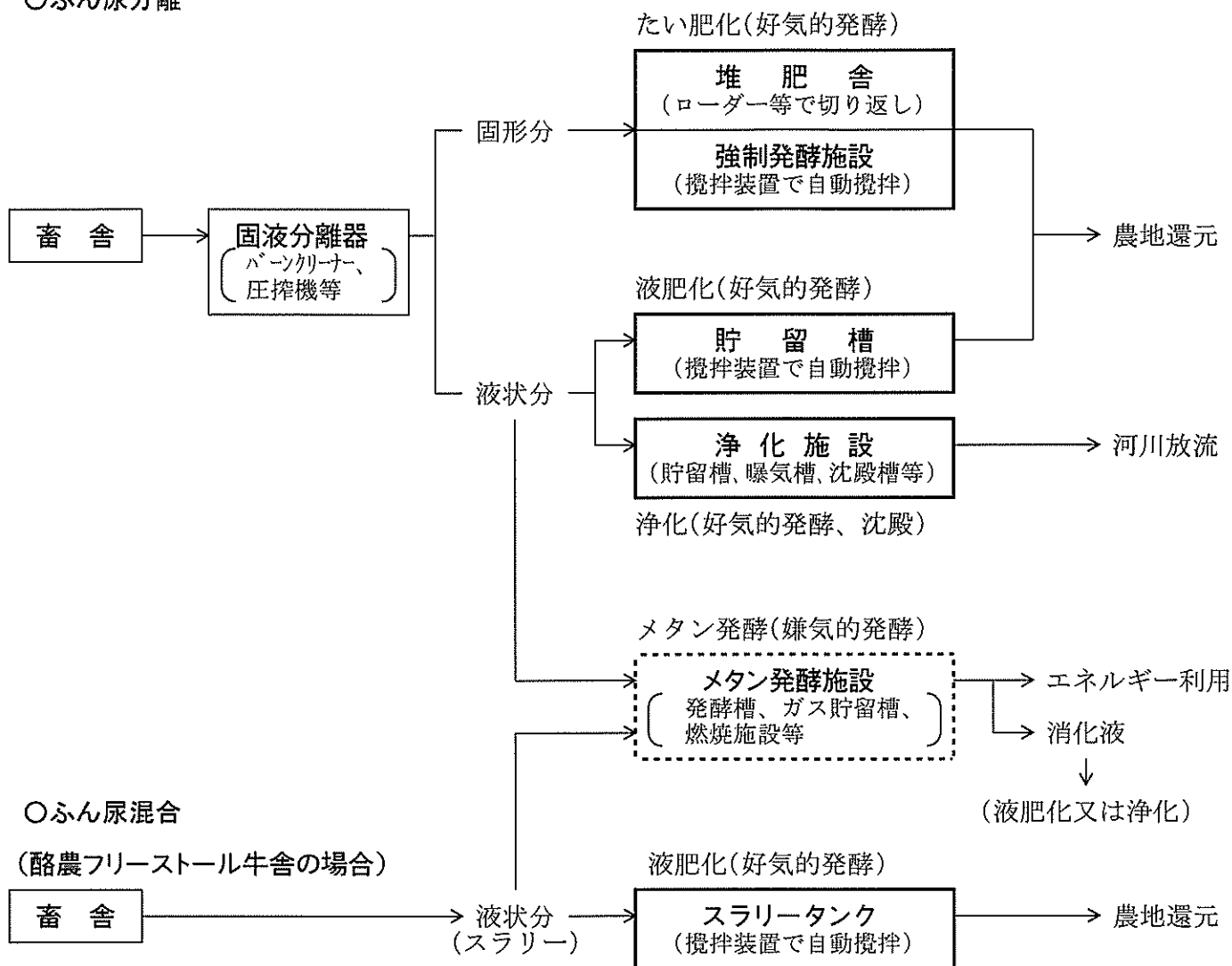
シート利用型簡易対応



家畜排せつ物の一般的な処理方式

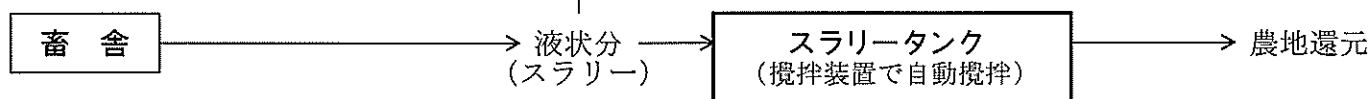
1 酪農、養豚

○ふん尿分離

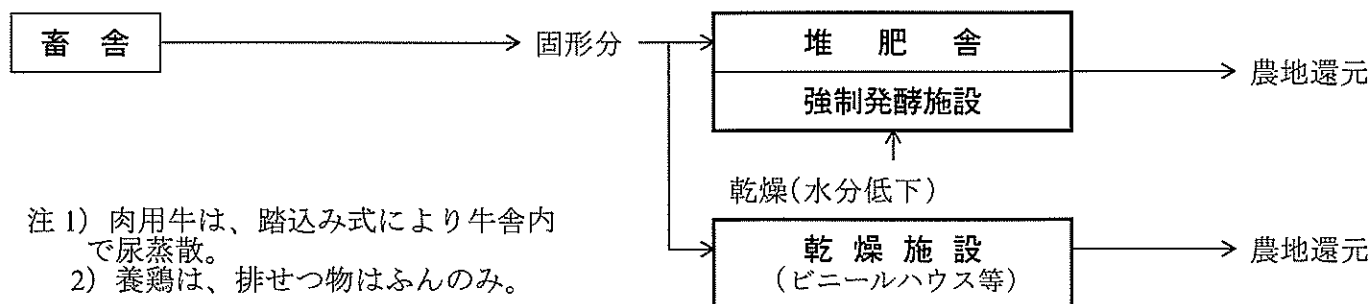


○ふん尿混合

（酪農フリーストール牛舎の場合）



2 肉用牛、養鶏



注 1) 肉用牛は、踏込み式により牛舎内で尿蒸散。
 2) 養鶏は、排せつ物はふんのみ。